

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 土地収用法による収用又は使用の手続開始……………(財務局財産運用部管理課) ……一
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課) ……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同) ……四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件)……………(同) ……五
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……三〇
- 平成十七年東京都告示第千八百八号(河川法施行令による水域及び通航方法の指定)の一部改正……………(建設局河川部指導調整課) ……二二

公告

- 施設建築物の建築工事の完了……………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……二五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)(産業労働局商工部地域産業振興課) ……二五

告示

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同) ……二七

東京都告示第七七十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。
平成二十四年四月十六日
東京都知事 石原 慎太郎

一 起業者の名称

東京都

二 事業の種類

都道府中町田線改築工事(東京都町田市本町田字七号地内から同市本町田字六号地内まで)

三 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地
町田市本町田字乙式号、字八号、字七号及び字六号地内

(二) 使用の手続が開始される土地

なし

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

町田市役所建設部建設総務課

東京都告示第七七十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の

規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十四年四月十六日
東京都知事 石原 慎太郎

平成二十四年四月十六日

一 日時 平成二十四年四月二十四日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社デザインハウスコーポレーション

(二) 代表者氏名 代表取締役 近藤 純司

(三) 主たる事務所の所在地 世田谷区若林四丁目十五番五号 デザインハウスビル

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八三五七三号

(五) 免許年月日 平成二十一年九月十日

東京都告示第七七十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十四年四月十六日
東京都知事 石原 慎太郎

平成二十四年四月十六日

一 日時 平成二十四年四月二十四日 午後二時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社JRNコミュニケーションズ

(二) 代表者氏名 代表取締役 星野 茂

(三) 主たる事務所の所在地 豊島区西池袋三丁目二十九番十一号

●東京都告示第七百八十二号

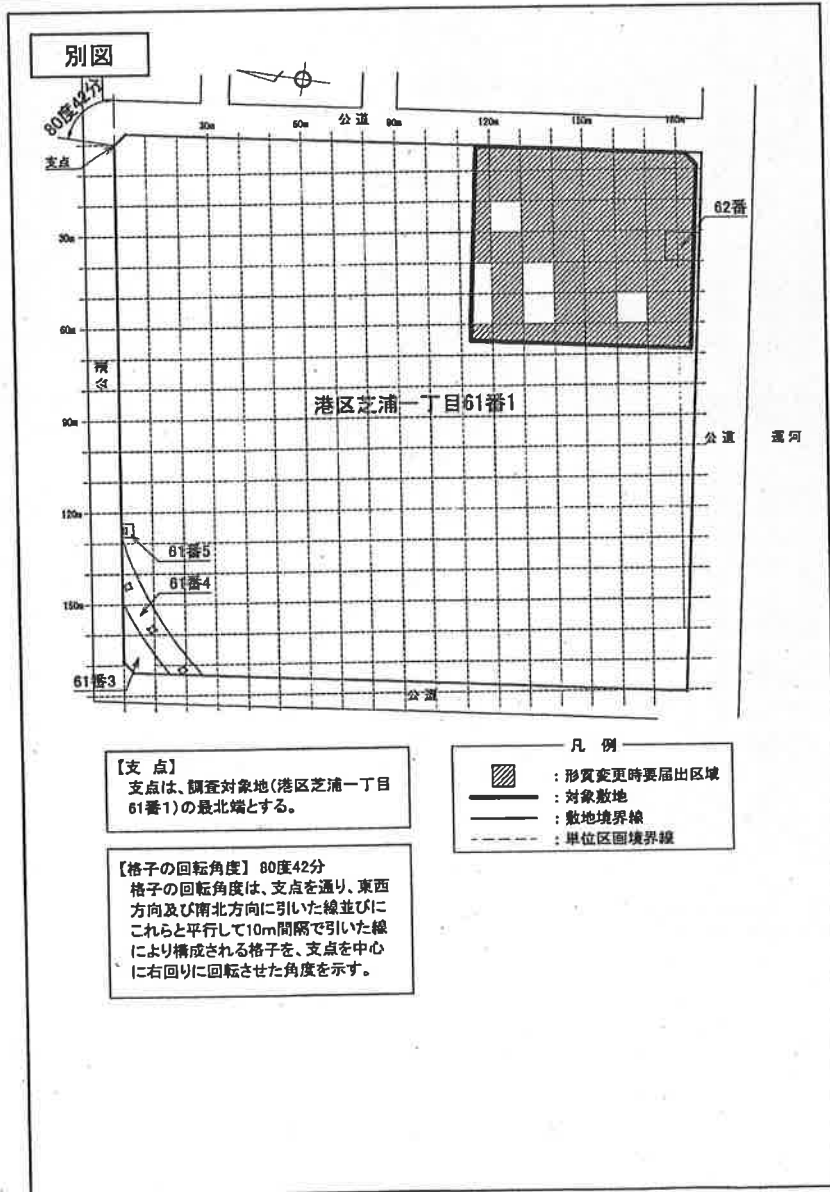
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十六日

東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり。(港区芝浦一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物





発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(同)……………三
- 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………六
- 家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九

告示

東京都告示第千三百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、平成十四年国土交通省告示第六十号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十四年九月六日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 施行者の名称 首都高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業都市高速道路 晴海線
- 三 事業施行期間 平成十四年二月十二日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

東京都告示第千三百三十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第百十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月六日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区北品川五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

●東京都告示第千三百三十五号

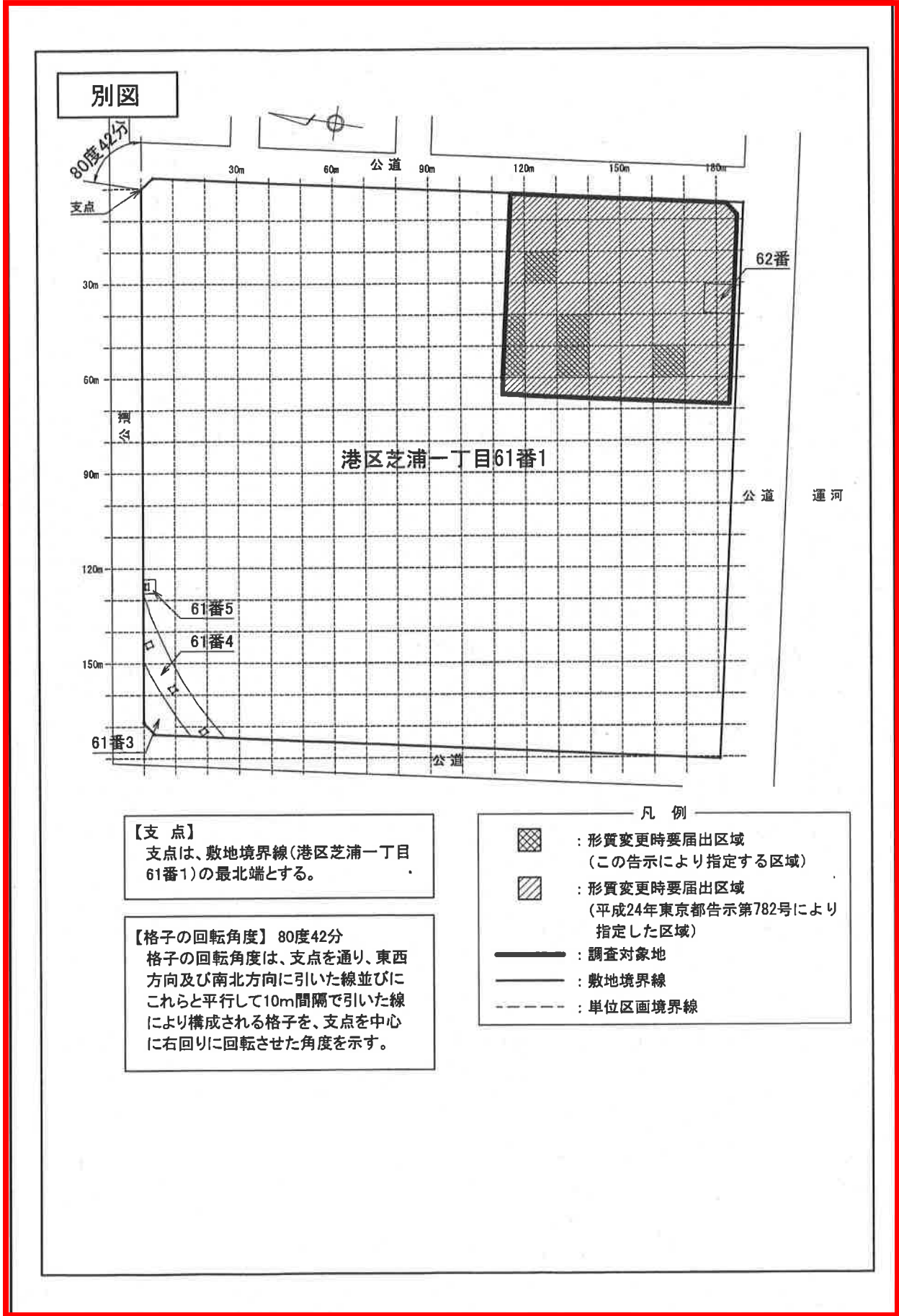
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月六日

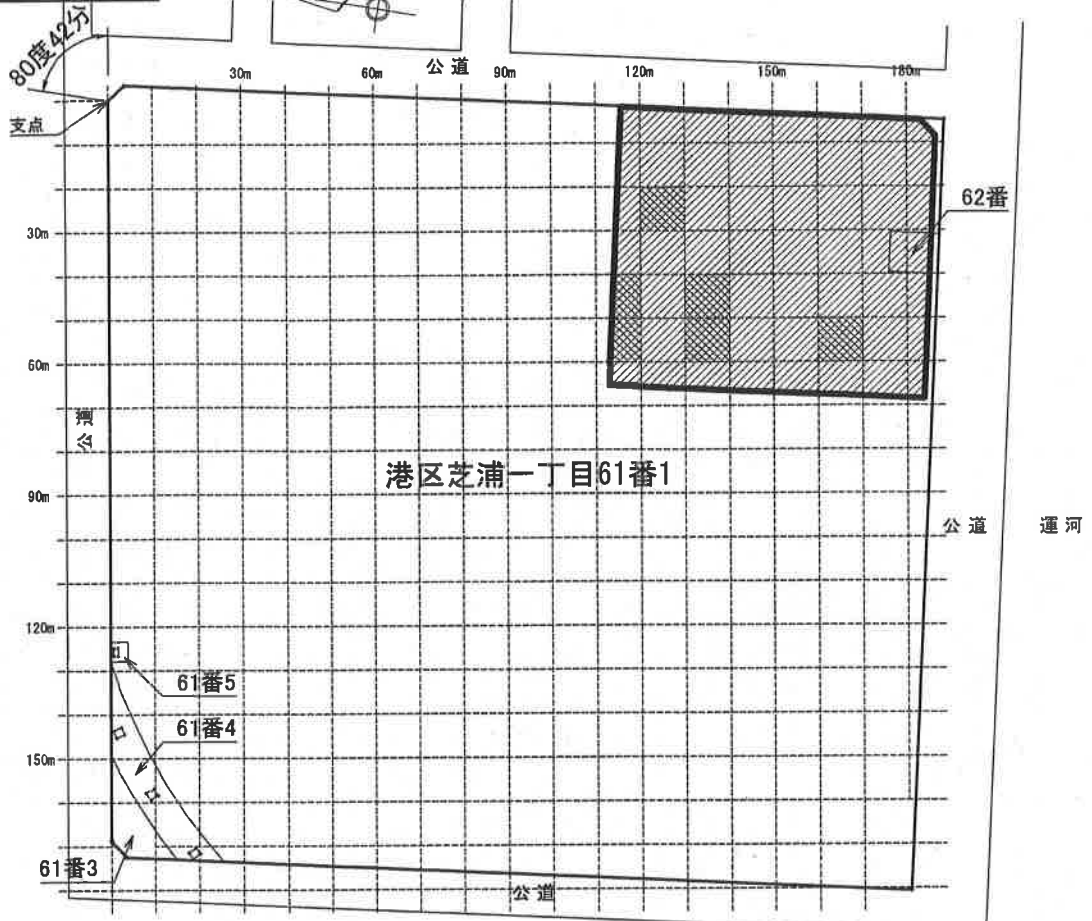
東京都知事 石 原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区芝浦一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物








別図



【支 点】
 支点は、敷地境界線(港区芝浦一丁目61番1)の最北端とする。

【格子の回転角度】 80度42分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心に右回りに回転させた角度を示す。

凡 例

-  : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
-  : 形質変更時要届出区域 (平成24年東京都告示第782号により指定した区域)
-  : 調査対象地
-  : 敷地境界線
-  : 単区画境界線